

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道森林整備等支援基金条例の施行期日を定める規則……………（森林計画課）	1
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	1

規 則

北海道森林整備等支援基金条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第36号

北海道森林整備等支援基金条例の施行期日を定める規則

北海道森林整備等支援基金条例（平成31年北海道条例第3号）の施行期日は、平成31年 4 月 1 日とする。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第37号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

付表

生活路線の運行の用に供したバスの走行距離一覧表

登録番号	生活路線・全路線別の運行路線別走行キロ数									③生活路線走行率 （①の合計／②の合計）
	生活路線の場合、系統名等	4 月 1 日	4 月 2 日	4 月 3 日	4 月 4 日	4 月 5 日	4 月 6 日	4 月 7 日	合計	
	①生活路線に係る走行キロ数									
	系統名等									

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第16条の4の見出しを「（債権者代位権及び詐害行為取消権の行使）」に改め、同条中「第423条又は第424条の規定による代位又は取消し」を「第3編第1章第2節第2款の規定による債権者代位権又は同節第3款の規定による詐害行為取消権の行使」に改める。

第86条第1項第4号中「場合」を「場所」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第17条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附則第21項中「附則第8条の2の4第14項」を「附則第8条の2の4第13項」に改め、同項第1号ウ中「第80条第1号イ」を「第147条第1号イ」に改め、同号カ中「第15条第8号」を「第18条第8号」に改め、同項第3号中「第13項」を「第12項」に改め、「及び第4号」及び「、第12項」を削る。

附則第22項中「第15条第1号」を「第18条第1号」に改める。

附則第27項中「又は第3項から第6項まで」を「、第3項又は第4項」に改める。

附則別記第4号様式（表）末尾欄外注意の事項を次のように改める。

注意 この申請書を提出する際には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 補助金交付決定通知書又は補助指令書
- (2) 補助金交付申請書
- (3) 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表
- (4) その他知事が必要と認める書類

附則別記第4号様式（裏）記載要領7を次のように改める。

7 「減免を受けようとする自動車税」の欄については、付表により算出した値を、付表「③生活路線走行率」の値が高いものから順に次のように記載すること。

- (1) ⑨欄は、付表「①生活路線に係る走行キロ数」の合計を記載すること。
- (2) ⑩欄は、付表「②全路線に係る走行キロ数」の合計を記載すること。
- (3) ⑪欄は、付表「③生活路線走行率」の値を記載すること。

附則別記第4号様式に次のように加える。

		②全路線に係る走行キロ数									
		①生活路線に係る走行キロ数									
	系統名等										
		②全路線に係る走行キロ数									
		①生活路線に係る走行キロ数									
	系統名等										
		②全路線に係る走行キロ数									
		①生活路線に係る走行キロ数									
	系統名等										
		②全路線に係る走行キロ数									
		①生活路線に係る走行キロ数									
	系統名等										
		②全路線に係る走行キロ数									
		①生活路線に係る走行キロ数									
	系統名等										
		②全路線に係る走行キロ数									

注意 1 「生活路線」とは、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、知事が決定した地方バス路線維持に係る計画において定められたバス路線で、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が10以上150以下であるものをいう。

2 「全路線」とは、生活路線、一般路線、高速バス、定期観光バス等全ての路線のことをいう。

3 生活路線の運行の用に供したバスについて、各車両ごとに、自動車税の減免を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間における生活路線及び全路線に係る日ごとの走行キロ数を、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条に規定する記録（以下「乗務記録」という。）に基づき、記載すること。

4 「系統名等」は、系統名又は起点及び終点を記載すること。

5 系統名等ごとについても、自動車税の減免を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間における日ごとの走行キロ数を、乗務記録に基づき、記載すること。

6 「③生活路線走行率」に0.01パーセント未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

別記第6号様式の7中その6を削り、その7をその6とする。

別記第35号様式の21その1中「の執行機関」の次に「(換価執行行政機関等)」を加え、同様式その1末尾欄外摘要中4の事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。

2 滞納処分が行われた不動産(換価執行決定がされたものに限る。)について交付要求をするときに使用する場合は、この様式中「差押年月日」とあるのを「特定参

加差押年月日」と、「執行機関名」とあるのを「換価執行行政機関等名」と訂正して使用すること。

別記第35号様式の21その2中「の執行機関」の次に「(換価執行行政機関等)」を加え、同様式その2末尾欄外摘要中4の事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。

2 滞納処分が行われた不動産(換価執行決定がされたものに限る。)について交付要求をするときに使用する場合は、この様式中「差押年月日」とあるのを「特定参加差押年月日」と、「執行機関名」とあるのを「換価執行行政機関等名」と訂正して使用すること。

別記第35号様式の22その1末尾欄外摘要中3の事項を4の事項とし、2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。

2 滞納処分が行われた不動産(換価執行決定がされたものに限る。)について交付要求の通知をするときに使用する場合は、この様式中「差押年月日」とあるのを「特定参加差押年月日」と、「執行機関名」とあるのを「換価執行行政機関等名」と

と、「強制換価手続」とあるのを「滞納処分」と、「執行機関に」とあるのを「換価執行行政機関等に」と訂正して使用すること。

別記第35号様式の22その2末尾欄外摘要中3の事項を4の事項とし、2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。

2 滞納処分が行われた不動産(換価執行決定がされたものに限る。)について交付要求の通知をするときに使用する場合は、この様式中「差押年月日」とあるのを「特定参加差押年月日」と、「執行機関名」とあるのを「換価執行行政機関等名」と、「強制換価手続」とあるのを「滞納処分」と、「執行機関に」とあるのを「換価執行行政機関等に」と訂正して使用すること。

別記第35号様式の23中「(根拠法令－国税徴収法84条ⅡⅢ、道税規則28条の2)」を「(根拠法令－
「要求先の執行機関(滞納者等)の氏名又は名称」に、

「要求先の執行機関(換価執行行政機関等)の氏名又は名称」に改め、同様式末尾欄外摘要

中3の事項を4の事項とし、2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。

2 滞納処分が行われた不動産(換価執行決定がされたものに限る。)について交付要求の解除通知をするときに使用する場合は、この様式中「差押年月日」とあるのを「特定参加差押年月日」と訂正して使用すること。

別記第35号様式の24末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。

2 滞納処分が行われた不動産(換価執行決定がされたものに限る。)について交付

要求の解除請求をするときに使用する場合は、この様式中「交付要求先執行機関名」とあるのを「交付要求先換価執行行政機関等名」と訂正して使用してください。

別記第35号様式の26中「(根拠法令－国税徴収法86条Ⅰ、82条Ⅰ、同法施行令38条、36条Ⅰ、地方税法14条の16Ⅴ、16条の4Ⅸ、72条の68ⅤⅣ等、道税規則28条の2)」を「(根拠法令－

)」に改め、「の執行機関」の次に「(換価執行行政機関等)」を加え、同様式末尾欄外摘要中3の事項を4の事項とし、2の事項を3の事項とし、1の事項を2の事項とし、同摘要に1の事項として次の1事項を加える。

1 滞納処分が行われた不動産(換価執行決定がされたものに限る。)について参加差押えをするときに使用する場合は、この様式中「差押年月日」とある

のを「特定参加差押年月日」と、「執行機関名」とあるのを「換価執行行政機関等

名」と訂正して使用すること。

別記第35号様式の26の2末尾欄外摘要の事項を同摘要1の事項とし、同摘要に次の1事項を加える。

2 滞納処分が行われた不動産（換価執行決定がされたものに限る。）について参加差押えをするときに使用する場合は、この様式中「差 押 年 月 日」とあるのを「特 定 参 加 差 押 年 月 日」と、「執行機関名」とあるのを「換価執行行政機関等名」と訂正して使用すること。

別記第35号様式の27末尾欄外摘要の事項を同摘要1の事項とし、同摘要に次の1事項を加える。

2 滞納処分が行われた不動産（換価執行決定がされたものに限る。）について参加差押えの通知をするときに使用する場合は、この様式中「差押年月日」とあるのを「特定参加差押年月日」と、「執行機関名」とあるのを「換価執行行政機関等名」と、「執行機関に」とあるのを「換価執行行政機関等に」と訂正して使用すること。

別記第35号様式の34中「（根拠法令－国税徴収法88条I、道税規則28条の2）」を「（根拠法令－執行機関
滞 納 者
質 権 者 等の氏 名
又は名称）」に、「執行機関（換価執行行政機関等）
滞 納 者
質 権 者 等の氏 名
又は名称」に改め、同様式末尾欄外に摘要の事項として次のように加える。

摘要 滞納処分が行われた不動産（換価執行決定がされたものに限る。）について参加差押えの解除通知をするときに使用する場合は、この様式中「差 押 年 月 日」とあるのを「特定参加差押年月日」と訂正して使用すること。

別記第35号様式の35末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。

別記第35号様式の51配当計算書付表中

「 		合	計	 	 	 	 	 	」
を									

2 滞納処分が行われた不動産（換価執行決定がされたものに限る。）について参加差押えの解除請求をするときに使用する場合は、この様式中「参加差押先執行機関名」とあるのを「参加差押先換価執行行政機関等名」と訂正して使用してください。
別記第35号様式の37末尾欄外摘要中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 滞納処分が行われた不動産（換価執行決定がされたものに限る。）について公売公告をするときに使用する場合は、この様式中「差押財産」とあるのを「特定参加差押不動産」と訂正して使用すること。
別記第35号様式の49末尾欄外注意6の事項中「4」を「5」に改め、同事項を同注意7の事項とし、同注意5の事項中「4」を「5」に改め、同事項を同注意6の事項とし、同注意中4の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 滞納処分が行われた不動産（換価執行決定がされたものに限る。）について申出をするときに使用する場合は、この様式中「差押財産」とあるのを「特定参加差押不動産」と、「差押え」とあるのを「特定差押え」と訂正して使用してください。

別記第35号様式の49末尾欄外摘要中「4から6まで」を「5から7まで」に改める。
別記第35号様式の50その2中「参加差押え）年月日」を「参加差押）年月日」に、「（根拠法令－国税徴収法130条I、同法施行令48条、道税規則28条の2）」を「（根拠法令－ ）」に、「（執行機関の長の氏名）」を「北海道知事（ 総合振興局長、 振興局長、札幌道税事務所長）」に改め、同様式その2末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。

2 執行機関が換価同意行政機関等である場合は、この様式中「交付要求（参加差押え）」とあるのを「特定差押え」と、「交付要求（参加差押）年月日」とあるのを「特定差押年月日」と訂正して使用してください。

合 計						
支 払 先						
支 払 先	債 権 者 の 住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)	確 認 債 権 額	配 当 位	配 当 金 額	備	考

に改め、同様式を同様式その1とし、同様式に次のように加える。

別記第35号様式の51その2（第28条の2関係）

配 当 計 算 書 （換 価 執 行 決 定 用）

滞 納 者	住 所（ 所 在 地 ）																		
	氏 名（ 名 称 ）																		
換 価 財 産	名	称	数		量		性		質		所		在		受 入 金 額				
															円				
	換 価 代 金 等 合 計														①				
特 定 参 加 差 押 え に 係	摘	要	年	度	期	別	税	目	等	法	期	定	限	納	等	滞 納 金 額	配 順	当 位	配 当 金 額
							滞 納 処 分 費								円				円
	参加差押年月日 年 月 日																		①
																	②		
																	③		
																	④		
	売却決定年月日 年 月 日																		⑤
																	⑥		

る 徴 収 金	注 ①～⑫の配当金額の内訳 は、別紙付表のとおり。								⑦
									⑧
									⑨
									⑩
									⑪
									⑫
特定差押え に係る 国 税、地方税	差 押 年 月 日	差 押 行 政 機 関 等	税 目 等	法 定 納 期 限 等	確 認 債 権 額	配 当 順 位	配 当 金 額		
					円		円		
交 付 要 求 (参加差押 え)に係る 国税、地方 税	受 付 年 月 日	交 付 要 求 機 関	税 目 等	法 定 納 期 限 等	確 認 債 権 額	配 当 順 位	配 当 金 額		
					円		円		
交付要求に 係る 公 課									
私 債 権	住 所 (所 在 地)	債 権 者 の 氏 名 (名 称)	債 権 の 種 類	担 保 権 等 の 設 定 年 月 日	確 認 債 権 額	配 当 順 位	配 当 金 額		
					円		円		
上記の財産に係る換価代金等を配当し、又は交付するため、この計算書を作ります。(根拠法令－)	年 月 日 北海道知事 (総合振興局長、 振興局長、札幌道税事務所長) 印				配 当 金 額 合 計		円		
					残 余 金 (① - ②)		円		
					換 価 代 金 等 の 交 付	期 日	年 月 日		
						時 間	午 前 時 分 か ら 午 後 時 分 ま で		
						場 所			
				備 考					

交 付 先 氏 名 (名 称)	
-------------------	--

注意 1 滞納処分費とは、滞納処分に関して要した費用（財産の差押え、差押財産の保管、運搬、公売等に関する費用）であり、その徴収の起因となった徴収金に先立って配当し、又は充当されます。

2 この処分について不服がある場合には、この計算書を受け取った日の翌日から起算して3月以内又は換価代金等の交付期日のうちいずれか早い方の期限までに知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該審査請求に係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください。）。

3 この処分について不服がある場合には、2の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北

海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

4 この処分については、2の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、第2号又は第3号に該当する場合であっても、換価代金等の交付期日を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 換価代金等の交付期日には、この謄本及び印章を持参してください。

- 摘要
- 1 配当金又は残余金の供託を要する場合は、その旨を「備考」欄に記載すること。
 - 2 道税と併せて地方法人特別税に係る特定参加差押えをしているときに使用する場合は、この様式中「徴収金」とあるのを「徴収金等」と訂正して使用すること。
 - 3 国税徴収法第26条に該当する場合は、下部余白などに計算過程を記載すること。
 - 4 交付期日を短縮した場合は、下部余白などに、処分理由を記載すること。

配当計算書付表 (特定参加差押えに係る徴収金の配当金額の内訳)

滞納処分費	算	出	基	礎	配	当	(	滞	納	)	金	額
												円
	合			計								①

税等 (②～⑫の内訳)	年	度	期	別	税	目	税	額	延	滞	金	額	過少申告 不申告	加算金額	重	金	加	算	額	配当金額合計
								円			円			円						円②
																				③
																				④
																				⑤
																				⑥
																				⑦
																				⑧
																				⑨
																				⑩

								⑪
								⑫
	合	計						

支 払 先

	債 権 者 の 住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)	確 認 債 権 額	配 当 位	配 当 金 額	備 考
支 払 先					

別記第35号様式の51の2末尾欄外摘要の事項を同摘要3の事項とし、同事項の前に次の2事項を加える。

- 参加差押えをしているときに使用する場合は、この様式中「交付要求先執行機関」とあるのを「参加差押先行政機関等」と、「交付要求年月日」とあるのを「参加差押年月日」と訂正して使用すること。
- 特定差押えをしているときに使用する場合は、この様式中「交付要求先執行機関」とあるのを「換価執行行政機関等」と、「交付要求年月日」とあるのを「特定差押年月日」と訂正して使用すること。

別記第48号様式の2（表）中

「 仮装経理に基づく法人 税割額の繰越控除額 租税条約の実施に係る 法人税割額の繰越控除額 」	を	「 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 仮装経理に基づく法人税割額の繰越控除額又は 租税条約の実施に係る法人税割額の繰越控除額 」
--	---	--

に改める。

別記第57号様式の2の3中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

別記第57号様式の4中	「	国民体育大会等の練習日における参加選手	人	70歳以上の者
		公益財団法人日本ゴルフ協会等が主催する協議会等の参加選手	人	障害者
		早朝の利用者	人	国民体育大会の参

加者	人 人 人	を	「	国民スポーツ大会等の練習日における参加選手	人	70歳以上の者	人
				公益財団法人日本ゴルフ協会等が主催する協議会等の参加選手	人	障害者	人
				早朝の利用者	人	国民スポーツ大会等の参加者	人

に改める。

別記第61号様式の2（表）中

1. 乗用車	2. トラック（貨物）	3. トラック（貨客兼用車）	4. トラック（けん引車）	5. トラック（被けん引車）
6. バス（一般乗合用）	7. バス（その他（ ））	8. 三輪小型	9. 特種用途自動車（ ）	10. その他（ ）

を

1. 乗用車	2. トラック（貨物）	3. トラック（貨客兼用車）	4. トラック（けん引車）	5. トラック（被けん引車）	6. バス（一般乗合用）
7. バス（その他（ ））	8. 三輪小型	9. 特種用途自動車（ ）	10. その他（ ）	11. バス（一般貸切用）	

に改め、同様式（裏）記載要領1及び2を次のように改める。

- 「エコカー減税」の欄には、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること（バリアフリー、ASV特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとする一方にのみ記入すること。）。

なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50パーセント低減又は平成17年排出ガス基準75パーセント低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25パーセント低減又は平成17年排出ガス基準50パーセント低減達成車のことをいう。

- (1) 電気自動車、天然ガス自動車（30年排出ガス基準適合（3.5トン以下の自動車）又は21年排出ガス基準10パーセント低減）（非課税） 1
- (2) プラグインハイブリッド自動車（非課税） 2
- (3) クリーンディーゼル乗用車（30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準適合）（非課税） 3
- (4) ★★★★★かつ32年度燃費基準+40パーセント達成ガソリン車（乗用車）（非課税） 4
- (5) ★★★★★かつ32年度燃費基準+30パーセント達成ガソリン車（乗用車）（50/100税率） 5
- (6) ★★★★★かつ32年度燃費基準+20パーセント達成ガソリン車（乗用車）（50/100税率） 6
- (7) ★★★★★かつ32年度燃費基準+10パーセント達成ガソリン車（乗用車）（75/100税率） 7
- (8) ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（乗用車）（80/100税率） 8
- (9) ★★★★★かつ32年度燃費基準+40パーセント達成LPG車（乗用車）（非課税） B
- (10) ★★★★★かつ32年度燃費基準+30パーセント達成LPG車（乗用車）（50/100税率） C
- (11) ★★★★★かつ32年度燃費基準+20パーセント達成LPG車（乗用車）（50/100税率） E
- (12) ★★★★★かつ32年度燃費基準+10パーセント達成LPG車（乗用車）（75/100税率） F
- (13) ★★★★★かつ32年度燃費基準達成LPG車（乗用車）（80/100税率） H
- (14) ★★★★★かつ27年度燃費基準+25パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（非課税） K
- (15) ★★★★★かつ27年度燃費基準+20パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（20/100税率） L
- (16) ★★★★★かつ27年度燃費基準+15パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（40/100税率） M
- (17) ★★★★★かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（60/100税率） N
- (18) ★★★★★かつ27年度燃費基準+5パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（80/100税率） P
- (19) ★★★★★かつ27年度燃費基準+15パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（非課税） R
- (20) ★★★★★かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（25/100税率） T
- (21) ★★★★★かつ27年度燃費基準+5パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（50/100税率） U
- (22) ★★★★★かつ27年度燃費基準+15パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（25/100税率） W
- (23) ★★★★★かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（50/100税率） X
- (24) 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準+15パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（非課税） ア
- (25) 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（25/100税率） エ
- (26) 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準+5パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（50/100税率） オ
- (27) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（25/100税率） カ
- (28) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（50/100税率） キ
- (29) 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準+15パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（非課税） コ
- (30) 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（25/100税率） サ
- (31) 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準+5パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（50/100税率） シ

2 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記1(1)～(23)、(29)～(31)及び次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（ただし、上記1(1)～(23)、(29)～(31)のうち、「非課税」は「45万円控除」に、「20/100税率」、「25/100税率」又は上記1(5)及び(10)の「50

/100税率」は「35万円控除」に、「40/100税率」又は上記 1 (6)、(11)、(21)、(23)及び(31)の「50/100税率」は「25万円控除」に、「60/100税率」又は「75/100税率」は「15万円控除」に、「80/100税率」は「5万円控除」に読み替える。また、上記 1 (29)～(31)については、ディーゼルハイブリッド車のみを対象とする。)

また、「中古車特例」において、上記 1 (4)～(8)、(14)～(18)のうち、J C 08モード燃費値を算定していない自動車について、「32年度燃費基準+40パーセント達成」は「22年度燃費基準+110パーセント達成」に、「32年度燃費基準+30パーセント達成」は「22年度燃費基準+95パーセント達成」に、「32年度燃費基準+20パーセント達成」は「22年度燃費基準+80パーセント達成」に、「32年度燃費基準+10パーセント達成」は「22年度燃費基準+65パーセント達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準+50パーセント達成」に、「27年度燃費基準+25パーセント達成」は「22年度燃費基準+57パーセント達成」に、「27年度燃費基準+20パーセント達成」は「22年度燃費基準+50パーセント達成」に、「27年度燃費基準+15パーセント達成」は「22年度燃費基準+44パーセント達成」に、「27年度燃費基準+10パーセント達成」は「22年度燃費基準+38パーセント達成」に、「27年度燃費基準+5パーセント達成」は「22年度燃費基準+32パーセント達成」に読み替えるものとする。

32 ★★★★★かつ27年度燃費基準達成ガソリン車 (2.5トン超3.5トン以下バス・トラック) (15万円控除) ス

33 ★★★★★かつ27年度燃費基準+5パーセント達成ガソリン車 (2.5トン超3.5トン以下バス・トラック) (15万円控除) セ

34 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼルハイブリッド車 (3.5トン超バス・トラック) (15万円控除) タ

別記第61号様式の2 (裏) 記載要領3中「(36)」を「(31)又は上記2」に、「なお」を「また」に、「「A」は」を「なお、「A」は」に改め、同様式 (裏) 記載要領4を次のように改める。

4 「バリアフリー、A S V特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること (エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、A S V特例」のうち、適用を受けようとする一方にのみ記入すること)。

なお、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの (立席を有するものを除く。) のことをいう。

- | | |
|--|---|
| (1) ノンステップバス (1,000万円控除) | 1 |
| (2) リフト付きバス (乗車定員30人以上) (650万円控除) | 2 |
| (3) リフト付きバス (乗車定員30人未満) (200万円控除) | 3 |
| (4) ユニバーサルデザインタクシー (100万円控除) | 4 |
| (5) A S V (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (3.5トン超8トン以下トラック) (350万円控除) | 5 |
| (6) A S V (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (5トン以下バス等) (350万円控除) | 6 |
| (7) A S V (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (5トン超12トン以下バス等) (350万円控除) | 7 |
| (8) A S V (車両安定性制御装置搭載車両) (3.5トン超8トン以下トラック) (350万円控除) | 8 |
| (9) A S V (車両安定性制御装置搭載車両) (5トン超12トン以下バス等) (350万円控除) | A |
| (10) A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5トン超8トン以下トラック) (175万円控除) | B |
| (11) A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (20トン超22トン以下トラック) (175万円控除) | C |
| (12) A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5トン以下バス等) (175万円控除) | E |
| (13) A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5トン超12トン以下バス等) (175万円控除) | F |
| (14) A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (12トン超バス等) (175万円控除) | H |
| (15) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (3.5トン超8トン以下トラック) (525万円控除) | K |
| (16) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (5トン超12トン以下バス等) (525万円控除) | L |
| (17) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5トン超8トン以下トラック) (525万円控除) | M |
| (18) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5トン以下バス等) (525万円控除) | N |

(19) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5トン超12トン以下バス等) (525万円控除)	P
(20) A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5トン超8トン以下トラック) (525万円控除)	R
(21) A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5トン超12トン以下バス等) (525万円控除)	T
(22) A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5トン超8トン以下トラック) (525万円控除)	U
(23) A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (8トン超20トン以下トラック) (350万円控除)	W
(24) A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5トン超12トン以下バス等) (525万円控除)	X

別記第70号様式その1(裏)注意1(4)の事項中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「(保健所が発行している「精神障害者保健福祉手帳承認通知書」の提示を求める場合があります。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第86条第1項第4号の改正規定 平成31年7月1日
 - (2) 第16条の4の改正規定 平成32年4月1日
 - (3) 別記第57号様式の2の3及び別記第57号様式の4の改正規定 平成35年1月1日

(経過措置)
- 2 前項第2号に掲げる改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に納税者又は特別徴収義務者に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成29年法律第45号)第110条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧地方税法」という。)第20条の7において準用する民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による改正前の民法(明治29年法律第89号。以下「旧民法」という。)第423条の規定による債権者代位権については、同号に掲げる改正規定による改正後の北海道税条例施行規則(以下「平成32年新規則」という。)第16条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に納税者又は特別徴収義務者が道を害することを知ってした法律行為がされた場合におけるその行為に係る旧地方税法第20条の7において準用する旧民法第424条の規定による詐害行為取消権については、平成32年新規則第16条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。